# 電力需給ひつ迫時の緊急対策の実施について

平成 25 年 11 月 11 日 京都府節電対策本部

# 1 実施日・時間帯

万が一、電力使用率が97%を超過すると見込まれる場合は、国及び関西電力からの情報提供(逼迫メール)により、実施日、時間帯を特定の上、緊急対策を実施

## 2 緊急対策の内容

# (1) 府民・事業者等への緊急連絡及び要請

#### ① 府民への節電要請

テレビ、ラジオ、防災・防犯情報メール、府ホームページ等により、府民に電力需給のひっ迫状況を周知するとともに、家電製品の使用停止、照明の消灯等の一層の節電を要請する。

# ② 関係団体等への連絡及び節電要請

京都府省エネ・節電対策連絡調整会議構成団体に電力需給のひっ迫状況の連絡・節電要請を行うとともに、各部局からも関係団体等への連絡・要請を行う。

### ③ 市町村への連絡及び節電要請

市町村へは関西電力から直接、電力需給ひっ迫の連絡が入ることになっているが、府からも改めて連絡し、節電を要請する。

## (2) 府庁の対策

- ① 全庁放送等による職員への周知
- ② 暖房の設定温度引き下げ又は停止
- ③ 照明の完全消灯及びOA機器の使用停止(業務停止・待機)

※危機管理対応、要配慮者対応、緊急対応部門及び医療機関等府民生活への影響の大きい施設等を除く。

# ④ 上下水道施設における非常用自家発電機の稼働等